

長浜市地域総合センター 使用許可に関する内部規程

平成 27 年 12 月策定

長浜市地域総合センター条例（平成 18 年 2 月 13 日条例第 104 号、以下『条例』という。）は、長浜市の地域総合センターの使用許可のよりどころとなるものであるが、条例制定当初に想定していた以上の施設利用の多様化が顕在化し、条例の文言では判断に窮することもある。また一方で、市内の地域総合センターの使用許可に不均衡が生まれることも看過できず、使用許可にあたっての一定の方向性・規範性が必要となる。また、地域総合センターと活動区域が重なる公民館等他の公共施設との役割の分担も課題となってくることから、使用許可に関する内部規程を定めることとする。

対象となる施設

センター名称	施設名称	所管地域	備考
長浜地域総合センター	なつめ会館・長浜教育集会所	北郷里地域	※ 1
虎姫コミュニティセンター	虎姫コミュニティセンター・虎姫教育集会所	虎姫地域	※ 2
木之本総合センター	木之本文化センター・木之本教育集会所	木之本地域	

いずれのセンターにおいても、自治会館等の集会施設や作業・管理施設はこれに含まない。

- ※ 1：姉川コミュニティ防災センターは実質的に地域総合センターの機能を行っているが、姉川コミュニティ防災センター条例に基づいて使用許可の基準を策定することとし、当該内部規程には含まれないものとする。ただし、その使用許可にあたっては、当該内部規程を十分に考慮するものとする。また、ふれあい会館については、管理条例がないため、当該内部規程からは除外するが、その使用許可にあたっては、当該内部規程を十分に考慮するものとする。
- ※ 2：虎姫コミュニティセンター・虎姫教育集会所は、施設を共有しているため、使用許可にあたっては、いずれの用途に該当するのか個々に判断することとする。

基本的な方向性

条例および『隣保館設置運営要綱』（『隣保館の設置および運営について』平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生事務次官通知、以下『要綱』という。）に基づき、長浜市地域総合センターの使用許可において、次の基本的な方向性を定める。

- 1 施設利用が安易な貸し館とならないように配慮する。
- 2 条例および要綱に定める事業の範囲で使用を許可する。

使用許可の範囲

社会調査および研究	(※ 2)	要綱第 4-1-1
相談事業	条例第 3 条-1-1	要綱第 4-1-2
地域の社会福祉の増進	条例第 3 条-1-2	要綱第 4-1-6
啓発・広報	条例第 3 条-1-3	要綱第 4-1-3
自主的活動の促進・支援	条例第 3 条-1-4	

関係機関・団体との連絡調整	条例第3条—1—5	
地域交流事業	『地域の社会福祉の増進』に読み替え	要綱第4—1—4
周辺地域巡回事業	(※2)	要綱第4—1—5
自主活動学級・各種講座	条例第3条—2—1	
地域交流の体育・レクリエーション活動	条例第3条—2—2	要綱第4—1—4
教育関係機関との連携	条例第3条—2—3	
その他(※1)	条例第3条—1—6	
(※1)：詳細な基準は、別途定める。		
(※2)：該当・相当事業なし		

- 3 使用料は基本的に徴収しない。
- 4 周辺の公共施設で代替が可能なものは、原則的に使用を許可しない。
- 5 この内部規程はセンター長会議を経て改定する。

施設の使用許可の審査基準

施設の使用許可基準は、別表のとおりとする。